

1 目的

学校GIGAスクール構想推進により児童に貸与されたSUNネット端末を留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）で使用することについて必要な事項を定める。

2 使用及び運用ルール

- (1) SUNネット端末を使用する用途は、宿題、吹田市立図書館における電子図書の貸出し、閲覧など学校外で行う学習活動及び読書活動（以下「学習活動等」という。）とする。ただし、学習活動等であっても肖像権の問題や育成室内の通信量に制限があるため、写真の撮影及び動画の閲覧・撮影は禁止する。
- (2) 指導員は、児童がSUNネット端末を使用できる日や時間帯を決めること。
- (3) 児童は、SUNネット端末を持参する場合、破損、故障リスクを減らすためにランドセルなど丈夫なかばんなどに入れて登室すること。
- (4) 児童は、育成室で指導員が指定する日や時間帯のみ、SUNネット端末をかばんなどから出すこととし、それ以外は一切出さないこと。
- (5) 児童は、SUNネット端末を使用する際は、必ず座卓など机の上に置き、飲食しないこと。
- (6) 指導員は、SUNネット端末を使用した学習活動等を児童が行うとき、SUNネット端末を用いないで行う学習活動等と同じく、児童が落ち着いて自主的に学習活動等を行うことができる環境を整え、見守ることとし、学習内容やSUNネット端末の操作方法等の指導は行わない。
- (7) 児童は、育成室においてSUNネット端末の充電は行わない。
- (8) 指導員は、破損等が生じた場合、保護者がその状況を学校に説明する必要があることから、破損等が生じた状況を見童から確認するなどして保護者に伝えること。なお、学校と保護者間の同意に基づき、保護者が弁償する場合についても指導員及び補助員はその責任を負わない。
- (9) 指導員は、SUNネット端末に係る児童間トラブルについては、他のトラブルと同じく、話し合いを通じて解決を図るため、介入、指導すること。
- (10) その他学校が見童に配付している「『SUNネット端末』を安全に活用するためのルールブック」と同様の取扱いとする。
- (11) 児童が育成室内でSUNネット端末を使用することをもって、保護者は本ルールの内容に同意しているものとする。